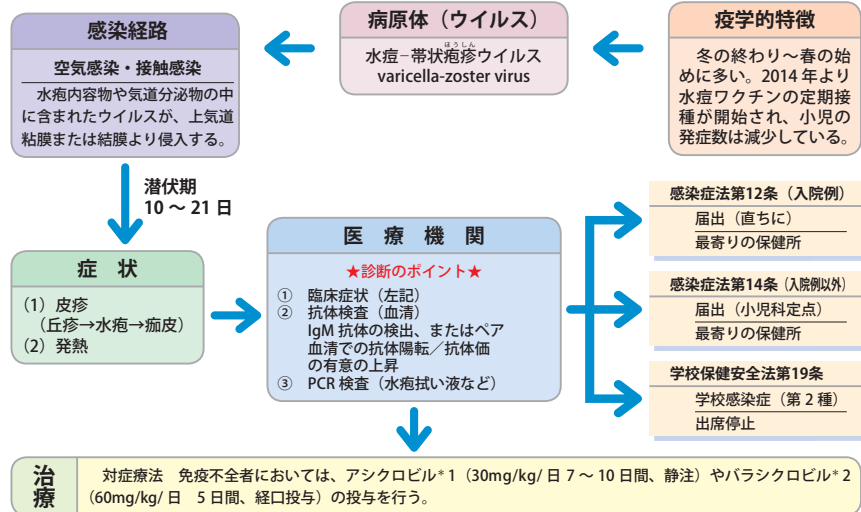


(16) 水痘 ……五類感染症・全数(入院例に限る)
五類感染症・小児科定点

Chickenpox (varicella)



入院例

届出に必要な臨床症状	届出のために必要な臨床症状 (2つすべてを満たすもの) ア 全身性紅斑性丘疹や水疱の突然の出現 イ 新旧種々の段階の発疹 (丘疹、水疱、痂皮) が同時に混在すること
病原体診断 届出に必要な	■検査材料: 水疱内容液、咽頭拭い液、末梢血リンパ球、血液、髄液 (1) 分離・同定による病原体の検出 ■検査材料: 水疱内容液、水疱基底部拭い液 (水疱内剥離感染細胞) (2) 蛍光抗体法による病原体の抗原の検出 ■検査材料: 水疱内容液、咽頭拭い液、末梢血リンパ球、血液、髄液、痂皮 (3) 検体からの直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出 ■検査材料: 血清 (4) 抗体の検出 (IgM 抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)
届出基準	ア 患者 (確定例) 症状や所見から水痘が疑われ、かつ届出に必要な要件*を満たすもの イ 感染症死亡者の死体 症状や所見から水痘が疑われ、かつ届出に必要な要件*を満たすもの 診察または検案した医師の判断によって上記を満たすと診断した場合、感染症法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。 *届出のために必要な要件 ア 検査診断例 届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たし、かつ24時間以上入院したもの (他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過例を含む) イ 臨床診断例 届出に必要な臨床症状をいずれも満たし、かつ、24時間以上入院したもの (他疾患で入院中に水痘を発症し、かつ、水痘発症後24時間以上経過例を含む)

参考図書

- (1) Varicella-Zoster Virus Infections, Redbook, 30th edition, American Academy of Pediatrics, The United States of America, 2015, p.846-860
- (2) 国立感染症研究所 水痘ワクチン定期接種化後の水痘発生動向の変化, IASR, 2016, Vol.37, 116-118

発生状況 冬の終わり～春の始めに多い。10歳未満の発生が多かったが、2014年より水痘ワクチンの定期接種が開始され、小児における発生数は減少している。

臨床症状 ワクチン未接種者では、全身性で痒みのある水疱 (典型的には約250～500個) が微熱などの全身症状を伴って出現する。皮疹は、様々な段階 (丘疹→水疱→治癒段階の痂皮) が混在する。合併症として二次性の皮膚細菌感染症、肺炎、中枢神経合併症 (急性小脳失調、脳炎、脳血管障害)、血小板減少症などがある。稀ではあるが、糸球体腎炎、関節炎、肝炎、またサリチル酸製剤の使用によりライ症候群を続発する可能性がある。

検査所見 ペア血清で抗体価の上昇、PCR法による病原体遺伝子の検出、特異的IgM抗体の検出

病原体 水痘-帯状疱疹ウイルス (varicella-zoster virus)
エンベロープをもつDNAウイルス (ヘルペスウイルス科)

感染経路 水疱内容物や気道分泌物の中に含まれたウイルスが、上気道粘膜または結膜より侵入する。発疹出現の1～2日前からすべての水疱が痂皮化するまで感染性がある。

潜伏期 10～21日間 (免疫グロブリン投与時は28日間まで延長)

治療方針 対症療法 免疫不全者及び重症例には、アシクロビル*1 やバラシクロビル*2 投与。成人に関する記載をお願い致します。

行政対応 指定届出機関 (小児科定点) の管理者は、翌週の月曜日までに最寄りの保健所に患者発生数を届け出る。学校保健安全法では、すべての発疹が痂皮化するまで出席停止。

拡大防止 曝露後3日以内 (遅くとも5日以内) に水痘ワクチンを接種すれば、発症を予防できる可能性がある。妊娠可能年齢の女性はワクチン接種後約2か月間は避妊する。

*1 低出生体重児、新生児に対する安全性は確立していない。
*2 低出生体重児、新生児または乳児に対する安全性は確立していない。

入院例以外

届出に必要な臨床症状	届出のために必要な臨床症状 (2つすべてを満たすもの) ア 全身性紅斑性丘疹や水疱の突然の出現 イ 新旧種々の段階の発疹 (丘疹、水疱、痂皮) が同時に混在すること
届出基準	ア 患者 (確定例) 症状や所見から水痘が疑われ、上記の臨床症状があり患者と診断したもの。 イ 感染症死亡者の死体 症状や所見から水痘が疑われ、上記の臨床症状があり死亡したと診断したもの。 診察あるいは検案した医師の判断によって上記を満たすと診断した場合、指定届出機関の管理者は、感染症法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届出なければならない。